

# 宮古市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン

## 1. 目的

本ガイドラインは、宮古市内において発電設備や熱供給設備などを設置する再生可能エネルギー事業（以下「事業」という。）の導入に関し、再生可能エネルギー事業者（以下「事業者」という。）の計画段階において検討すべき事項や配慮すべき事項を定めることにより、地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すとともに、災害の防止、自然環境及び生活環境と調和した適正な再生可能エネルギー設備（以下「設備」という。）の設置が行われることを目的としています。

再生可能エネルギー事業計画（以下「事業計画」という。）が本ガイドラインに沿ったものと認められる場合は、市は事業の導入に関し、積極的に支援するものとします。

## 2. 定義

本ガイドラインにおける用語の意義は、次に掲げるものとします。

### (1) 再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものをいう。

### (2) 発電設備

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル、風車、水車、パワーコンディショナ等）及び付属施設（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送配電線等）をいう。

### (3) 熱供給設備

再生可能エネルギーを利用した熱供給プラント（ボイラー、ヒートポンプ、蓄熱槽等）及び付属施設（導管等）をいう。

### (4) 再生可能エネルギー設備

再生可能エネルギーを利用した発電設備、熱供給設備等をいう。

### (5) 再生可能エネルギー事業

設備を設置して行う発電、売電に関する全ての行為及び冷温水・蒸気等の熱供給に関する全ての行為をいう。

### (6) 再生可能エネルギー事業者

設備を設置し、又は事業の承継あるいは分譲により事業を行う者をいう。

### (7) 設置区域

設備を設置しようとする区域（一体として使用されていると認められる土地を含む。）をいう。

#### (8) 近隣関係者等

設置区域に隣接して居住する者、隣接する土地を所有する者、用益権（地上権、地役権、賃借権、水利権又は採石権等）を有する者、又は設備の設置及び事業の実施により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者、土地を所有する者、用益権を有する者等をいう。

### 3. 適用対象設備

宮古市内における設備の新設、増設、大規模な改修等を対象とします。ただし、家庭用消費を主たる目的とする設備については、本ガイドラインの対象外とします。

### 4. 適用対象区域

宮古市内全域を対象とします。ただし、本市域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインに沿った措置を講ずるよう事業者を求めるものとします。

### 5. 遵守すべき事項

事業者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）や宮古市水道水源保護条例（平成17年条例第209号）等の個々の法令及び条例、資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン」、環境省が定めた「風力発電から発生する騒音に関する指針」や「低周波音問題対応手引書」、その他ガイドライン等を遵守するものとします。

### 6. 配慮すべき事項

事業者は、災害の防止、自然環境や生活環境との調和の観点から、次に掲げる事項に配慮をしてください。

#### (1) 災害の防止

- ア 急傾斜地等への設置は避けてください。
- イ 土砂の流出、雨水の処理、法面の保護等について、必要かつ適切な措置を講じてください。
- ウ 自然災害等に対して十分な耐久性を有する設備を設置してください。
- エ 災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応マニュアルを整えてください。

#### (2) 自然環境との調和

- ア 動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分に配慮し、必要な措置を講じてください。
- イ 周囲の景観との調和を損なうことがないよう、設備の配置や色彩等について十分に配慮してください。

- ウ 立木を伐採する場合は、必要最小限に留めてください。
- エ 土地の形質変更は最小限に留めてください。
- オ 景観等を著しく阻害する場合は、事業者が必要な措置を講じてください。

### (3) 生活環境との調和

- ア 住宅地に近接する場所に設備を設置する場合は、近隣関係者等に圧迫感を与えないよう十分な距離を取るとともに、植栽等を設けて遮蔽するなどの措置を講じてください。ただし、近隣関係者等から書面による同意が得られた場合はこの限りではありません。
- イ 道路（国道、県道、市道、農道及び林道等）に接する場所に設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることがないよう敷地境界から後退させ、又は自然災害等による設備の破損が通行車両等に影響を及ぼさないよう適切な措置や対策を講じてください。
- ウ 設備からの騒音や振動、低周波音が近隣関係者等に影響を及ぼさないよう適切な措置や対策を講じてください。
- エ 設備からの反射光や影、風力発電施設における風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象等により近隣関係者等の生活環境に影響が生じないよう適切な措置を講じてください。  
また、設備及び周辺に照明器具などを設置する場合は、近隣関係者等に影響が生じないよう配慮してください。
- オ 設備の設置及び事業の実施によって、電波障害等の影響が生じないよう必要な措置を講じてください。
- カ 設備から悪臭・熱などが発生するおそれがある場合は、敷地境界からの後退・植栽等による遮蔽など必要な措置を講じてください。

### (4) 文化財等の保護

文化財、史跡等歴史的な景観（地域で維持・保存する建造物等を含む）を保護するため、適切かつ必要な措置を講じてください。

### (5) 安全対策

事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故が発生した場合や近隣関係者等との紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意を持ってこれを解決し、再発防止のための対策を講ずるよう努めてください。

## 7. 市への事前協議

### (1) 事前協議書の提出

事業者は、事業の構想が明らかになったときは、速やかに設備の設置に係る事前協議書（別記様式）を市に提出し、協議してください。

### (2) 事業計画書の提出

事業者は、事業計画の概要が定まったときは、設備の設置に係る事業計画

書（任意様式）を市に提出し、事業計画の妥当性（本ガイドラインとの適応等）について協議してください。

市は、事業計画書の提出があったときはこれを公表するとともに、事業計画について意見を述べることにします。

## 8. 事業計画の周知

事業者は、事業計画について、次の方法等により率先して近隣関係者等への周知を図るとともに、事業への理解を得られるよう努めてください。

### (1) 説明会の開催等

事業計画書を市に提出した後、市の指示を受けた上で速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するなど、事業に対する理解を得られるよう努めてください。

### (2) 市及び近隣関係者等への対応

設備の設置及び事業の実施に関して、市及び近隣関係者等から自然環境や生活環境等への影響を懸念する申し出等があったときは、真摯に対応するとともに文書による合意の形成に努めてください。

また、設備の設置及び事業の実施に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応してください。

## 9. 適切な維持管理

事業者は、設備の建設中及び設置後の維持管理について、関係法令等に基づき責任を持って対応し適切な措置を講じてください。

また、自然災害、その他の事由により設備が破損又は事故等が発生した場合、被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去してください。

## 10. 事業を廃止した場合

事業者は、事業を廃止したときは、設備の撤去までの期間において、適切な維持管理を行ってください。設備の撤去費用については、第三者預託制度を活用するなど必要額を確保するよう努めてください。

設備の撤去及び処分については、関係法令等に基づき、事業廃止後、適正かつ速やかに行ってください。

設備の撤去後は、整地、緑化等を行うとともに、災害の防止に必要な措置を講ずるよう努めてください。

## 11. 市の施策への協力

(1) 事業者は、市の再生可能エネルギー施策に協力し、地域貢献に努めてください。

地域貢献については、特に次の事項について積極的に検討してください。

- ・市、市民及び、地元企業等の出資機会の確保
- ・設備の設置における人員、部材等の地元調達、請負参加機会の確保
- ・事業の実施及び設備の維持管理における人員、部材等の地元調達、請負参加機会の確保
- ・市内における事業所等の開設
- ・事業を通じた人材の育成
- ・地域課題の解決を図る施策への協力
- ・地域活動への協力

(2) 事業者は、市が求める情報の提供等について、誠実に応えるよう努めてください。

## 12. 市の支援

市は、事業が宮古市再生可能エネルギービジョンにおける基本目標の達成に貢献するとともに、本ガイドラインに沿った事業計画であり、かつ、公共・公益性が十分に考慮され地域の活性化に資すると認められる場合は、積極的に支援・協力するものとします。

## 13. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととします。

## 14. その他

市は、本ガイドラインの目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言、指導、勧告を行うことができるものとします。

## 15. 適用

本ガイドラインは、令和3年1月1日から令和5年3月31日までに運転開始した事業について、適用します。